

翻訳サービス利用約款

スピード翻訳株式会社

第1章 本利用約款の目的

第1条 (本利用約款の目的)

1. この翻訳サービス利用約款 (以下、「本利用約款」という。) は、スピード翻訳株式会社 (以下、「当社」という。) が提供する翻訳サービス (以下、「本サービス」という。) の内容及びその申込方法等について定めることを目的とします。
2. 本利用約款の内容の全部又は一部に同意しない方については、本サービスの申込及び利用をお断りしますので、必ず本利用約款の内容を確認してください。当社は、本サービスの申込又は利用があった場合には、本利用約款に同意したものとみなします。

第2章 本サービスの申込

第2条 (申込の方法)

1. 本サービスの申込者は、当社が公開しているウェブサイトから申し込む方法、申込書により申し込む方法、又は当社が指定するその他の方法のいずれかにより本サービスの申込を行うものとします。
2. 本サービスを申し込む場合には、すべての項目を漏れなく入力又は記入してください。

第3条 (契約の成立)

1. 本サービスの利用契約 (以下、「利用契約」という。) は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした時点で成立するものとします。なお、お客さまが本サービスの申込を行ったにもかかわらず、当社が承諾しない場合は、あらかじめ定める期間内に当社からお客さまにその旨を通知するものとします。
 - (1) お客さまが、第2条に定める方法により、当社に対して本サービスの申込を行うこと。
 - (2) 当社が別に定める時間内に第4条第1項に定める翻訳者等が当社に対して翻訳業務を受託する旨の意思表示を行うこと。
 - (3) 当社がお客さまに対して承諾の意思表示を行うこと。
2. 当社は、本サービスの申込者について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込に対して承諾を行わないことがあります。
 - (1) 本利用約款に違反して本サービスを利用することが明らかに予想される場合。
 - (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
 - (3) 本サービスの申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) 申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービスを締結する行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。
 - (5) 第24条第1項に定める反社会的勢力に該当する場合。
 - (6) 本人確認を行うことができない場合。
 - (7) お客さまが翻訳を依頼しようとする文書等の内容が、善良な性風俗その他公序良俗を害する恐れのあるものである場合。
 - (8) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。

第3章 本サービスの内容

第4条 (基本サービス)

1. 当社は、本サービスを利用する方（以下、「お客さま」という。）から依頼を受けた文書等（以下、「原稿」という。）の翻訳を、当社が本サービスを提供するために契約する外部の翻訳者その他の第三者（以下、「翻訳者等」という。）に委託し、お客さまに翻訳データを引き渡すサービスを基本サービスとして提供します。
2. 本利用約款において、翻訳データとは本サービスにもとづき翻訳された内容を記載したデータをいいます。当社は、翻訳データを当社が別途定める方法で、お客さま又はお客さまの指定する者に対し利用契約ごとに一括して引き渡すものとします。
3. 当社は、翻訳データにパソコンの互換性によるレイアウト乱れ等が見受けられる場合でも、それを修正するサービスを提供しません。
4. 本利用約款において、翻訳者とは、当社が本サービスを提供するために契約する外部の翻訳者をいいます。

第5条 (オプションサービス)

1. 当社は、お客さまから特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを前条の基本サービスに付加して提供します。
2. 当社は、オプションサービスの利用に際してお客さまが遵守すべき事項を明らかにするために、本利用約款とは別にオプションサービスの利用に関する規則を定める場合があります。オプションサービスを利用するお客さまは、本利用約款のほか、当該オプションサービスに関する規則についても遵守してください。

第6条 (サポート)

1. 当社は、本サービスに関するお客さまからの問い合わせについて、当社が別に定めるところに従い、これに回答するサービス（以下、「サポート」という。）を提供します。
2. サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行います。

第4章 お客さまの義務

第7条 (原稿の差換え)

1. お客さまは、利用契約の成立後に原稿の差換えを行う場合、当社の営業時間内に、当社に対し直ちに申し出るものとします。利用契約の成立から1時間を経過するまでにお客さまが申し出た場合、当社は、無償で原稿の差換えを受け付けるものとします。
2. お客さまが利用契約の成立から1時間を経過して原稿の差替えを申し出た場合、当社は、お客さまが本サービスの解除を行ったものとみなします。この場合、お客さまは、第22条の定めるところに従って、損害を賠償するものとします。
3. 前2項の規定は、お客さまが第21条第2項の定めるところに従って、前払いで利用料金を支払う場合に準用します。この場合において、前2項中「利用契約の成立」とあるのは、「利用料金の支払」と読み替えるものとします。

第8条 (翻訳データの検査)

1. お客さまは、翻訳データの引渡しを受けたときは、当社の10営業日以内（以下、「検査期間」という。）に翻訳データの検査を行い、当社に対して検査結果を通知するものとします。
2. お客さまは、検査の結果不合格であった場合は、その旨を直ちに書面で当社に通知するものとします。この場合、お客さまは当社に対し、不合格の原因となった箇所及び理由を具体的に説明するものとします。
3. 検査期間内にお客さまからの通知がない場合には、当該期間の満了日をもって検査に合格したものとみなします。
4. 当社は、第2項に定める不合格の通知を受領し、かつ翻訳データの修正が必要であると判断した場合には、当社の責任と費用をもって、翻訳データを修正してお客さまに引き渡すものとします。引渡期日については、お客さまと協議のうえ定めるものとします。

5. 当社が前項に定める翻訳データの修正を行いお客さまに当該翻訳データを引渡した場合の検査については、前4項の規定を準用します。ただし、この場合の検査期間は当社の3営業日以内とします。

第9条（ID等の管理）

1. お客さまは、当社がお客さまに発行したユーザーID及びパスワード（以下、「ID等」という。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
2. 当社は、本サービスを提供するために運用する各種のシステムにアクセスしようとする者に対してID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめるシステムを用いる場合には、正しいID等を構成する文字列と入力されたID等を構成する文字列が一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。
3. お客さまは、ID等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

第10条（お客さまと第三者との間における紛争）

お客さまは、本サービス又は翻訳データの利用に際して第三者との間において生じた一切の紛争について、お客さま自身の責任でこれを誠実に解決しなければなりません。

第11条（違法行為等の禁止等）

1. お客さまは、本サービス又は翻訳データを利用して、法令により禁止されている行為若しくは公序良俗に反する行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはいけません。
2. 当社は、お客さまの依頼に従って翻訳した内容が違法又は善良な性風俗その他公序良俗を害するものであっても、一切責任を負いません。

第12条（契約上の地位の処分の禁止等）

1. お客さまは、本利用約款にもとづくお客さまの地位、権利又は義務について、これを第三者に譲渡し、又は担保に供することができません。
2. お客さまは、当社が別に定める場合を除くほか、本利用約款にもとづいて当社がお客さまに提供するサービスを有償又は無償で第三者に利用させることができません。

第13条（当社からの通知）

1. 当社がお客さまに対して電子メール、郵便又はファックス等で通知をした場合には、その内容をよく読み、不明の点があるときは、当社に問い合わせてください。
2. 当社は、前項の通知の内容をお客さまが理解しているものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 当社の名義で作成された電子メール、郵便物又はファックス等をお客さまが受け取った場合において、その内容が明らかに不自然であるときは、偽造されたものである可能性がありますので、速やかに当社に連絡してください。

第14条（変更の届出）

1. 本サービスの申込の際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別に定める方式に従って、変更の内容を速やかに当社に届け出てください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により本サービスにもとづくお客さまの地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本サービスにもとづくお客さまの地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行ってください。

第15条（本サービスの利用に関する規則）

1. 当社は、本サービスの利用に際してお客さまが遵守すべき事項を明らかにするために、本利用約款とは別

に本サービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。

2. 当社は、前項により定めた規則の内容を改定場合があります。改定された規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
3. お客さまは、本利用約款のほか、本条にもとづいて当社が定める規則についても遵守してください。

第5章 当社の責任

第16条（原稿及び翻訳データの取扱い）

1. 当社は、原稿及び翻訳データについて、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとします。
2. 当社は、翻訳データの引渡日3カ月経過後に、原稿及び翻訳データを削除するものとします。
3. 当社は、あらかじめ当社と個別に機密保持契約を締結した翻訳者等に対し、原稿を開示するものとします。

第17条（不可抗力）

当社は、天災、疫病の蔓延、コンピューターウイルス、セキュリティの欠陥、悪意の第三者による妨害行為又は本サービスの提供に際して当社若しくは翻訳者等が利用する電気通信事業者の設備の故障等、当社に責任のない事由により、お客さまが本サービスを利用することができなくなった場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第18条（免責）

当社は、当社の過失の有無やその程度にかかわらず、本サービスに関連又は付随して生じた損害について、修補、賠償その他一切の責任を負いません。

第19条（消費者契約に関する免責の特則）

本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために本サービスを利用するお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、お客さまが当社に支払った利用料金の金額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。

- (1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (2) 本利用約款における当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (3) 本サービスの目的物に隠れた瑕疵があるとき（本サービスが請負契約の性質を有する場合には、本サービスによる仕事の目的物に瑕疵があるとき。）に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を否定する旨を定める条項。

第6章 利用料金

第20条（利用料金）

1. 当社は、本サービスの利用料金について見積書を作成し、お客さまに提出します。
2. お客さまは、本サービスの利用料金を当社又は当社が利用料金の回収を委託した第三者（以下、「回収代行事業者」という。）に支払うものとします。
3. お客さまは、当社の予め指定する銀行預金口座へ振り込む方法により、利用料金を支払うものとします。ただし、回収代行事業者に利用料金を支払う場合は、当該回収代行事業者が予め定める方法によるものとします。
4. 利用料金の見積の際にお客さまから告知のあった情報（使用言語、録音状態、方言の程度、話者数等）と当該情報に関する翻訳者等の判断との間に齟齬があり、見積金額と本来の価格に差異が生じた場合、当該差額については、お客さまが負担するものとします。
5. 本サービスの利用及び利用料金の支払に際して生じる公租公課、その他の費用については、お客さまがこれ

を負担するものとします。

第21条（利用料金の支払期限）

1. お客様は、次項に定める場合を除き、当社が翻訳データを引渡した日の翌月末日（大学・公共団体会員のお客様については、引渡した日の翌々月末日も選択可能とする。）までに、当社に対して利用料金を支払うものとします。ただし、回収代行事業者を利用料金を支払う場合は、当該回収代行事業者が予め定める期日までに支払うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、お客様が本サービスを初めて利用する場合には、お客様は、前払いで利用料金を支払うものとします。
3. お客様は、利用料金の支払を遅滞した場合には、その期限の翌日から元本に対して年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第7章 解除

第22条（お客様の行う解除）

1. お客様は、当社が翻訳を完成しない間は、いつでも損害を賠償して本サービスの解除を行うことができます。
2. 前項の規定にかかわらず、お客様は、利用契約が成立してから1時間が経過するまでの間、無償で本サービスの解除を行うことができます。
3. 前2項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、解除の効果は生じません。
4. お客様は、本条に定める解除を行った場合であっても、すでに当社に支払った利用料金の償還を受けることはできず、また、利用料金の支払を免れることはできません。

第23条（当社の行う解除）

1. 当社は、お客様について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本サービスの解除を行うことができるものとします。
 - (1) 本利用約款で定める義務に違反した場合。
 - (2) 破産手続その他の倒産手続の申立がなされた場合。
 - (3) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。
2. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客様に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第24条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客様は、相手方に対して、お客様が本利用約款に同意した日及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が次の各号に掲げる者（本利用約款において、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団の構成員（準構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - (2) 暴力団関係企業。
 - (3) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員。
 - (4) 前各号に準じるもの。
2. 当社及びお客様は、次の各号のいずれかに該当する行為若しくは該当するおそれのある行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを相手方に対して表明し、保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為。

- (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (5) 前各号に準じる行為。
3. 当社及びお客さまは、相手方が前2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに本サービスの解除を行うことができます。
 4. 当社又はお客さまが本条に定める解除を行ったときは、本サービスは、その解除の通知が相手方に到達した日をもって終了します。
 5. 当社及びお客さまは、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできません。

第8章 紛争の解決等

第25条 (準拠法)

本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第26条 (裁判管轄)

本利用約款に関する訴えについては、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除します。

第27条 (紛争の解決のための努力)

本サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

第9章 本利用約款の改定

第28条 (本利用約款の改定)

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本サービスの内容は、改定された本利用約款の実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

附則 (2011年10月19日実施)

本利用約款は、2011年10月19日から実施します。

附則 (2017年12月18日最終改定)

本利用規約は、2017年12月18日に改定し、即日実施します。